

飛島村長選挙のお知らせ

●投票日および投票時間

3月24日(日) 午前7時～午後8時

●投票場所

飛島投票区 中央公民館ホール
大宝投票区 大宝八島集会所
政成投票区 新政成一時避難所

●告示日(立候補届出日)

3月19日(火)

●住所要件

令和5年12月18日以前から引き続き村内に住んでいる方で、選挙人名簿に登録されている方

※飛島村の選挙人名簿に登録されている方が、他の市町村へ転出した場合には、投票することができませんので、ご注意ください。

●年齢要件

平成18年3月25日以前に生まれた方(投票日現在で満18歳以上の方)

●期日前投票

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票することが原則となっていますが、投票日に仕事や旅行などの理由で投票所に行けない人のために、期日前投票制度が設けられています。

投票所入場券裏面への期日前投票宣誓書の記入について

本村では、期日前投票宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷しています。

事前にご自宅等で住所や氏名等をご記入いただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズに済みます。期日前投票される場合は、投票所入場券裏面の宣誓書にご記入いただき、期日前投票所へお持ちください。

なお、選挙当日に投票される方は、期日前投票宣誓書への記入は不要です。

期日前投票期間

3月20日(水・祝)～23日(土) 午前8時30分～午後8時

投票場所

飛島村役場1階 事務室

※投票所入場券を紛失したり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権を有していれば、投票所入場券がなくても投票所で投票ができます。投票所で受付の職員にお申し出ください。

●不在者投票

飛島村以外の選挙管理委員会での投票や病院・老人ホーム等の指定施設での投票をすることができる制度です。

不在者投票期間

3月20日(水・祝)～23日(土)

飛島村以外の選挙管理委員会での投票を行う場合

宣誓書・請求書に必要事項を記入のうえ、飛島村選挙管理委員会へ提出してください。(宣誓書・請求書用紙は飛島村選挙管理委員会へ請求してください。) 宣誓書・請求書が飛島村選挙管理委員会に届きましたら住所地(滞在地)へ投票用紙や不在者投票証明書等を送付しますので、到着後、最寄りの選挙管理委員会での不在者投票をしてください。

病院や指定施設での投票の場合

病院や施設の方に申し出てください。病院、施設が投票用紙などの請求を行いますので、病院、施設の指示に従って投票を行ってください。

※投票用紙等の請求は告示日前でも行うことができます。なお、投票用紙等のやりとりに時間がかかりますので、お早めにお手続きをしてください。

●郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所に行って投票することができない方のために、郵便により投票ができる制度です。ただし、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付もしくは介護保険の要介護認定を受けている方で次の方が該当となります。

※投票用紙の請求は3月20日(水・祝)が期限となりますので、お早めにお手続きをしてください。

郵便等による不在者投票のできる方

交付手帳等名 障害等の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の 被保険者証
両下肢・体幹	1級または2級	特別項症から 第2項症まで	—
移動機能	—	—	—
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から 第3項症まで	—
肝臓	1級から3級まで	—	—
免疫	—	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

代理記載のできる方

(郵便等による不在者投票のできる方のうち、下表に該当する方)

交付手帳等名 障害等の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢または視覚	1級	特別項症から 第2項症まで

●問合せ先 総務部総務課内 飛島村選挙管理委員会



高齢者・障がい者の方に タクシー料金の一部を助成しています

高齢者等福祉タクシー

●対象者

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
※ただし、施設入所者は除く
- ・65歳以上の方
 - ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方

心身障害者(児)福祉タクシー

●対象者

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
※ただし、施設入所者は除く
- ・身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障がい者を有する方
 - ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

共通事項

●助成内容

- ・利用券(年間36枚)は、1回の乗車につき1枚利用できます。
- ・1枚の上限は1,500円で、迎車回送料金として200円上乗せできます。また、リフト付きタクシー(大型車)は、初乗運賃相当額と迎車回送料金(200円)を助成します。

●申請手続き

- ・すこやかセンター内福祉課窓口にて申請してください。
- ・介護保険被保険者証または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち所持しているものがあれば、申請時にお持ちください。

※両福祉タクシーの対象者となる場合は、心身障害者(児)福祉タクシーを申請してください。

●令和5年度に利用券の交付を受けた方

タクシー利用券の有効期限は3月31日(日)です。未使用の利用券をお持ちの場合は、お早めにご使用ください。有効期限が過ぎた利用券は、すこやかセンター内福祉課まで返還してください。

●令和6年度に利用券の交付を希望する方

4月1日(月)より申請手続きが可能となります。
詳細については、広報とびしま4月号でご案内します。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課



●問合せ先
民生部住民課

「子ども医療費受給者証」は、返却の必要はありませんので、ご自宅
で破棄してください。

なお、有効期間の過ぎました
「子ども医療費受給者証」は、返却
の必要はありませんので、ご自宅
で破棄してください。

子ども医療費
受給者証の
お願い

〈令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方(経過措置対象の方)へ〉

高齢者肺炎球菌予防接種(定期接種)の経過措置が終了します

平成26年から高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種となり、70歳以降も経過措置として定期接種を受けることができましたが、今年度末で経過措置は終了となります。

令和5年度 定期接種対象の方で接種を希望される方は、令和6年3月末までに接種してください。

過去に、肺炎球菌ワクチン[ニューモバックスNP(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)]の接種を受けたことがある方は、定期接種の対象となりません。

●令和5年度 定期接種対象の方

①経過措置対象の方

65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生	85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生	90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生	95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生	100歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方(身体障害者1級程度)

該当する方は、接種する前に身体障害者手帳等ご持参のうえ、すこやかセンター内保健環境課で手続きしてください。

●接種場所

津島・海部地区4市3か町村指定医療機関

※次の医療機関で接種を希望される方は、接種する前にすこやかセンター内保健環境課までお問合せください。

- ①飛島村・弥富市・蟹江町以外の指定医療機関
- ②指定医療機関以外

●接種当日の持ち物

①本村が発行する「高齢者肺炎球菌予防接種券」

令和5年度定期接種対象の方(経過措置対象の方)には、令和5年4月に接種券等を送付しました。接種券を紛失等された方は、すこやかセンター内保健環境課までお問合せください。

②健康保険証

③接種料金 2,000円

令和6年度以降 定期接種対象の方

①65歳の方 (個別通知を送付します。)

※令和5年度 定期接種対象の65歳の方は、66歳の誕生日前日まで接種が可能となる予定です。

②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方(身体障害者1級程度)

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課



新型コロナウイルス 特例臨時接種が 終了します

新型コロナウイルスの全額公費による接種は初回接種、追加接種ともに、**3月31日(日)**で終了します。

対象者で接種を希望される方は、早めに医療機関へご予約ください。

●接種の対象者

初回接種を終了し、前回接種から3カ月を経過した生後6カ月以上の方

(初回接種についても実施しています。)

●接種期間

令和6年3月31日(日)

●接種券について

・対象の方には、順次接種券等を発送しました。(お手元に村が発行した未使用の接種券をお持ちの方はそちらをご使用ください。)

※接種券を紛失、転入等の理由により接種券の発行を希望される方は、3月22日(金)までに窓口・郵送・FAX・電子申請にて接種券発行の手続きをお願い

します。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

●接種方法

医療機関における個別接種となります。すこやかセンターでの集団接種は予定していません。

新型コロナウイルス接種に関する詳しい内容は、村公式ホームページ「新型コロナウイルス特設ページ」をご覧ください

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



村公式ホームページ



ご存知ですか「飛島村結婚祝金」

本村では、新たに夫婦となった二人の門出を祝うとともに、本村の少子化対策、定住促進を図るため、結婚祝金を支給しています。まだ支給を受けていない方は、ぜひ申請してください。

●支給対象者

- ・平成26年4月1日以降に婚姻届を出された方
- ・婚姻届が受理された日現在、夫婦あるいはどちらか一方が40歳以下の方
- ・婚姻届を提出してから1年以内に夫婦で同一世帯として本村に住民登録を行った方
- ・住民登録を行った日から継続して6カ月以上経過した方

●交付申請

結婚祝金支給申請書を記入のうえ、戸籍謄本等を添えて申請してください。

●交付金額

- ・夫婦1組につき 5万円



●問合せ先 民生部住民課

低所得世帯支援給付金(追加分)の 申請期限が近づいています

受給するために手続きが必要となる方の申請期限が近づいています。

受給を希望される方は期限までに手続きをお願いします。

1. 支給対象者

令和5年12月1日時点で本村に住民登録のある世帯のうち、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※以下の世帯は対象となりません。

- ・世帯全員が、令和5年度分の住民税が課税となっている他の親族等の扶養を受けている世帯
- ・租税条約を適用されている方がいる世帯
- ・令和5年1月2日以降に海外から入国した者を含む世帯
- ・既に他市町村から本給付金と同様の趣旨で支給された給付金(7万円)を受給した世帯

2. 支給額

1世帯あたり7万円(1回限り) ※本給付金は法律により差押禁止等および非課税です。

3. 申請期限までに手続きが必要となる方

①支給対象のうち、令和5年1月1日以前から本村に住民登録があり、低所得世帯支援給付金(3万円)の支給を受けていない世帯・本給付金から新たに支給対象となる世帯

⇒確認書を送付しています。必要事項を記入して、期日までに返送してください。

②令和5年1月2日以降に日本国内から転入した方を含む世帯・未申告の方がいる世帯

⇒申請書の提出が必要です。未申告の方は住民税の申告をし、支給対象となったうえで申請してください。

4. 申請期限

3月29日(金)まで(当日消印有効)

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課

広報とびしま 配布方法の変更に ついて

本村では、毎月1日に広報紙「広報とびしま」を発行し、各地区の区長を経由するなどして村内の全世帯に配布しています。

この広報とびしまの配布方法が令和6年4月から次のとおり変更となります。

●直接送付

本村からご自宅などへの直接送付を希望される地区においては、宅配事業者による配送になります。

●従来の配布

直接送付を希望されない地区においては、従来通りの配布となります。

※現在、本村からご自宅などに直接送付されている方におかれは配布方法に変更ありません。

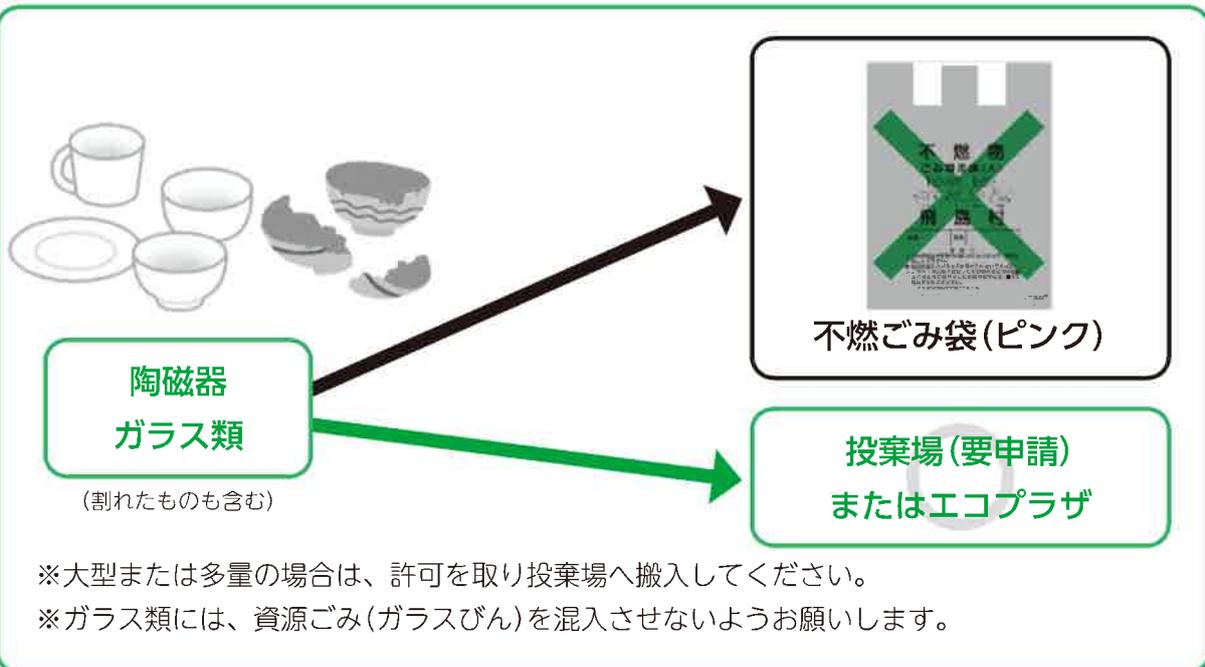
●問合せ先

総務部総務課



令和6年4月から 陶磁器・ガラス類の捨て方が変わります

令和6年4月から陶磁器・ガラス類を捨てる時は、投棄場またはエコプラザへ搬入していただき、不燃ごみ袋(ピンク)へは入れないようお願いします。



資源ごみ(ガラスびん)

回収できる場所：**エコプラザ**
※投棄場では回収できません

【参考例】
(乳白色・耐熱ガラスは除く)

- ・飲料びん
- ・飲薬びん
- ・調味料びん

不燃ごみ(陶磁器・ガラス類)

回収できる場所：**エコプラザ**
投棄場

【参考例】

- ・陶磁器
- ・窓ガラス(サッシ付きは投棄場へ)
- ・ガラス花瓶
- ・ガラスコップ
- ・乳白色のびん
- ・耐熱ガラス
- ・化粧品のびん
- ・割れたびんや陶磁器

♻️混ざればごみ、分ければ資源♻️

●**問合せ先** すこやかセンター内保健環境課

猫よけ器(超音波発生機器)の貸出しについて

猫による糞尿等の被害を軽減するために、猫よけ器(超音波発生機器)を試用として無償で貸出します。

猫による被害でお困りの方には、次の条件で貸出しを行いますのでご相談ください。

●対象者

- ①村内に住所を有し、現に居住している方
- ②村内に事業所を設置して事業活動を行う方
- ③自己の居住の用または事業活動の用に供する不動産以外の不動産を所有し、占有し、もしくは管理する方

●貸出期間

2週間以内

(貸出期間の末日が役場の開庁日でない場合(祝日等)は、翌開庁日までに返却してください)
継続して使用する際は、ご自身で購入をお願いします。

●貸出台数

3台セット

(ガーデンバリアⅢ、ガーデンバリアミニ、およびガーデンバリアスポット 各1台)

●使用場所

猫よけ器の貸出しを受けた方の村内の所有地、
借地または管理する敷地
※村外の所有地等に使用することはできません。



ガーデンバリアⅢ
【充電式】



ガーデンバリアミニ
【単2形乾電池4本】



ガーデンバリアスポット
【充電式】

●貸出費用

無料

※ただし、猫よけ器の使用に必要な電池等のご自身でご用意ください。

●貸出手続き

事前確認

台数に限りがありますので、事前にすこやかセンター内保健環境課までご連絡ください。

全ての機器が貸出中の場合は、貸出可能な状況になり次第ご連絡します。

機器の貸出

村内に住所や管理地があることが確認できる書類(運転免許証や個人番号カード、社員証、登記事項証明書等)をお持ちのうえ、すこやかセンター内保健環境課までお越しください。

猫よけ器貸出申請書をご記入いただき、使用方法をご説明します。

機器の返却

貸出期間終了までに機器を清掃のうえ、すこやかセンター内保健環境課までお持ちください。

猫よけ器の効果等について報告を求める場合があります。

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課